

資料 1

岩手県営体育館と
岩手県勤労身体障がい者体育館の集約化の
検討に係る需要予測調査業務

企画提案実施要領

令和 8 年 3 月

岩 手 県

この「企画提案実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県営体育館と岩手県勤労身体障がい者体育館の集約化の検討に係る需要予測調査業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）が了解し、かつ、遵守しなければならない事項を定めるものである。

1 本業務の趣旨

令和6年9月に公表した「県営スポーツ施設のあり方に関する報告書」において、「岩手県営体育館と岩手県勤労身体障がい者体育館の集約化、高機能の体育館整備を検討する必要がある。」としている。

本報告書と令和7年12月に策定した「岩手県第2期公共施設等総合管理計画」を踏まえ、同月に改訂した「岩手県文化スポーツ部所管公共施設個別施設計画」においても、岩手県営体育館と岩手県勤労身体障がい者体育館の集約化の検討を盛り込んだところである。

本業務では、岩手県営体育館と岩手県勤労身体障がい者体育館の現状と課題を整理し、必要な調査を行い、集約化した場合の需要を予測し、それに応じた施設の規模・構成を検討することを目的として委託するものである。

なお、本業務は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、経験等を評価することが重要であることから、公募型プロポーザル方式により委託候補者を選定する。

2 本業務の概要

(1) 業務名

岩手県営体育館と岩手県勤労身体障がい者体育館の集約化の検討に係る需要予測調査業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日（月）まで

(3) 業務内容

「資料2 業務仕様書」のとおり

(4) 予算額

11,583千円以内（税込）

※ 委託契約の額は、委託候補者の決定後、業務内容を調整のうえ再度算定した金額とする。

3 業務提案を求める内容

「資料3 企画提案書等作成要領」のとおり

4 プロポーザル参加者の資格要件等

プロポーザル参加者は、次に掲げる参加資格の要件をすべて満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合は、代表者を定めた上でプロポーザルに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

〔参加資格要件〕

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 過去10年の間（平成28年4月1日から令和8年3月31日まで）に、地方公共団体のスポーツ施設整備に係る基本構想・計画等の策定支援業務、アドバイザー業務、PFI等導入可能性調査業務、その他これに類する業務を履行した実績があること。
なお、共同提案の場合、必ずしも全ての構成員が業務実績を有している必要はないが、代表者については業務実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (6) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※県は事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (8) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

- (9) (8)に定める期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (10) 単独で企画提案したプロポーザル参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

5 担当課

岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
電話 019-629-6797 F A X 019-629-6791
電子メールアドレス AK0003@pref.iwate.jp

6 プロポーザル手続き等に関する事項

(1) 関係資料（様式）の入手方法

プロポーザルに関する下記の資料について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) 「県政情報」→「入札・コンペ・公募情報」→「コンペ」→「コンペ参加者募集情報」

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/compe/sanka/index.html>

- ・資料1 企画提案実施要領（本書）
- ・資料2 業務仕様書
- ・資料3 企画提案書等作成要領
- ・資料4 企画提案審査要領
- ・提出様式
- ・参考資料（リンク先から入手のこと）

県営スポーツ施設のあり方に関する報告書

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/sports/1007366/1032975/1007370.html>

岩手県文化スポーツ部所管公共施設個別施設計画

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/sports/1007366/1032975/1037308.html>

令和6年度県営スポーツ施設の管理運営評価

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/sports/1007366/1032975/1087580.html>

(2) 実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領等に関する質問がある場合は、次により受け付けるものとする。

ア 提出期限

令和8年4月6日（月）午後5時まで

イ 提出先

「5 担当課」に同じ。

ウ 提出方法

「様式1 実施要領等に関する質問票」に内容を記入の上、電子メールにより提出するものとする。

エ 回答方法

受け付けた質問については、令和8年4月10日（金）までに、電子メールにて質問者あて回答するとともに、岩手県公式ホームページに掲載するものとする。

(3) 現地見学会の実施

プロポーザル参加者を対象に現地見学会を実施するので、現地見学会への参加を希望する場合は、「様式2 現地見学会参加申込書」を、令和8年4月6日（月）午後5時までに、「5 担当課」まで電子メールで提出すること。

なお、現地見学会へ参加しなくても、(4)の参加資格の確認を受けることができる。

また、現地見学会への参加の有無が委託候補者の選定に影響を及ぼすことは一切ないこと。

ア 実施日（予定）

令和8年4月13日（月）

イ 場所及び時間

岩手県勤労身体障がい者体育館 午前11時～

岩手県営体育館 午後1時30分～

※ 集合時間、場所等の詳細については、追って連絡するものとする。

(4) 参加資格の確認

プロポーザル参加者は、下記提出期限までに参加資格確認申請書類を担当課まで持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。参加申込書類は、封筒に「参加申込書類在中」の旨を朱書きのうえ、提出期限までに持参又は郵送による方法で提出し、参加資格の確認を受けるものとする。

ア 提出期限

令和8年4月15日（水）午後5時まで

イ 提出先

「5 担当課」に同じ。

・ 持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。

- ・ 郵送の場合は、配達証明付き書留郵便にて期日までに必着のこと。
- ・ 「ウ 提出書類」の⑥に掲げる書類を電子納税証明書で提出しようとする場合は、上記アの提出期限までに、当該証明書の電子ファイルをメール送信すること。

《電子納税証明書の送信先》 AK0003@pref.iwate.jp

ウ 提出書類

【共通】

- ① 様式3-1 プロポーザル参加資格確認申請書（A 4 両面印刷）
 - ② 様式3-2 法人等の概要（パンフレット等を提出することで、様式の全部又は一部の記載を省略することも可）
 - ③ 様式3-3 法人等の業務実績
（添付書類）
 - ・ 法人等の業務実績を確認できる書類（契約書や仕様書の写し等）
 - ④ 定款、規約、会則等の写し
 - ⑤ 直近の決算期における財務諸表
 - ⑥ 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書（国税庁の「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」による電子納税証明書の提出も可とする。）
- ※ 共同提案の場合、上記②～⑥の書類は、構成員全員分を提出すること。

【共同提案の場合】

- ⑦ 構成員の一覧表及び委任状（任意の様式で作成すること。）
 - ⑧ 各構成員の役割分担が分かる資料（任意の様式で作成すること。）
- ※ ⑦及び⑧の書類は、一枚の用紙にまとめて記載することもできる。

エ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和8年4月17日（金）までに電子メールにより通知するものとする。

オ 留意事項

- ① 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができないものとする。
 - ② 参加申込書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該プロポーザル参加者の提案を無効とすることがある。
 - ③ プロポーザル参加者は、「7 委託候補者の選定方法等に関する事項」に定めるプロポーザルの実施日までに、「4 プロポーザル参加者の資格要件等」に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。
- (5) 参加資格が認められなかった者に対する説明
- 参加資格の確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対して、文書（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和8年4月23日（木）午後5時〔必着〕

イ 提出先

「5 担当課」に同じ。

ウ 提出方法

郵送による。

エ 回答

県は、説明を求められたときは、令和8年4月28日（火）までに、説明を求めた者に対して、文書によりその理由を回答するものとする。

(6) 企画提案書等の提出

参加資格が認められた者は、「資料3 企画提案書等作成要領」に掲げる内容が盛り込まれた企画提案書等を、次により提出するものとする。

ア 提出期限

令和8年5月8日（金）午後5時〔必着〕

イ 提出書類

「資料3 企画提案書等作成要領」に掲げる書類

ウ 提出先

「5 担当課」に同じ。

エ 提出方法

- ・ 封筒に「企画提案書等 在中」の旨を朱書きし、持参又は郵送により提出すること。
- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。
- ・ 郵送の場合は、配達証明付き書留郵便にて期日までに必着のこと。

オ 留意事項

- ① プロポーザル参加者1者につき1提案とすること。
- ② 企画提案に係る費用の額は、2(4)に定める予算額の上限を超えないこと。
- ③ 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- ④ 企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

(7) 企画提案の無効

(4)オ②、③により参加資格が認められなかった者の企画提案及び次のいずれかに該当する業務提案は無効とする。また、次のいずれかに該当した時点で、当該プロポーザルへの参加資格を取り消すものとする。

ア 提出期限を過ぎて提出された企画提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

ウ 2(4)の予算額を超えた提案

- エ その他プロポーザルに関する条件に違反した提案
- (8) プロポーザルへの不参加
- ア 参加資格を有すると認められた者が、「7 委託候補者の選定方法等に関する事項」に定めるプロポーザルに参加しない場合は、プロポーザル実施日の前日までに、「様式4 プロポーザル参加辞退届」を、「5 担当課」まで持参又は郵送により提出すること。
- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。
 - ・ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに必着のこと。
- イ アによりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他のプロポーザル等について不利益な取扱いを受けることはない。

7 委託候補者の選定方法等に関する事項

- (1) 委託候補者の選定方法
- プロポーザル参加者の企画提案の審査は、「資料4 プロポーザル審査要領」に基づき、『「岩手県営体育館と岩手県勤労身体障がい者体育館の集約化の検討に係る需要予測調査業務」に係る委託候補者選考委員会』（以下「選考委員会」という。）において行うものとする。
- (2) 選考委員会（プレゼンテーション）
- ア 開催日（予定）
- 令和8年5月14日（木）
- ※ 開催日に変更となる場合がある。詳細については追って連絡するものとする。
- イ 開催場所（予定）
- 盛岡市内（オンラインによる参加は認めない。）
- ※ 開催場所の詳細は、おって連絡するものとする。
- ウ 開催方法等
- ① 審査は、提出された企画提案書に基づき、プロポーザル参加者によるプレゼンテーションを行うものとする。
 - ② プロポーザル参加者が5者を超える場合には、スポーツ振興課において、企画提案書等の審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、参加者が5者以下であった場合には、一次審査は行わない。
 - ③ プレゼンテーションは、企画提案書に基づき書面又はプロジェクターにより行うものとする。なお、企画提案書以外の追加資料を提出・投影することは認めない。

- ④ 会場には、プロジェクター及びスクリーンを用意する。パソコンその他プレゼンテーションに必要な機器は、プロポーザル参加者が用意するものとする。
 - ⑤ プレゼンテーションの順番については、6(6)に掲げる企画提案書等の提出があった順とする。
 - ⑥ プレゼンテーションの時間は、1者当たり30分(説明15分、質疑応答15分)とする。
- (3) 委託候補者の内定・審査結果の通知
- ア 県は、選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を内定するものとする。
 - イ 審査結果は、委託候補者を内定後、速やかに各プロポーザル参加者に郵送により文書で通知するとともに、県ホームページへの掲載により公表するものとする。
 - ウ 第1順位の委託候補者と契約に至らなかった場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

8 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 会計規則(平成4年岩手県規則第21号)に基づき判断する。
- (3) 契約の締結
企画提案書等に記載された事項は、「資料2 業務仕様書」と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。
- (4) 結果の公表
県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県ホームページ上で公表する。

9 公正なプロポーザルの実施の確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に業務提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、委託候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は返却しない。

イ 提出書類に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に帰属するものとする。

なお、業務契約締結後の受注者の提出書類の著作権は発注者に帰属するものとする。

ウ 県は、委託候補者の選定を行う作業において必要な範囲内で、提出書類の複製を行う場合がある。

エ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。

(2) プロポーザル参加に要する経費について

プロポーザル参加に要する経費は、全てプロポーザル参加者が負担するものとする。

(3) その他

ア 参加申込書類及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

【参考】 スケジュール

(1)	「実施要領等に関する質問票」提出期限	4月6日(月)
(2)	質問事項に関する県の最終回答期限	4月10日(金)
(3)	現地見学会	4月13日(月)
(4)	「企画提案参加資格確認申請書」提出期限	4月15日(水)
(5)	参加資格に関する県の回答期限	4月17日(金)
(6)	「企画提案書等」提出期限	5月8日(金)
(7)	選考委員会	5月14日(木)
(8)	契約締結	6月下旬(予定)